

選挙管理委員会会議録

選挙管理委員会 12月 第1回 定例会	
1. 会議の日時	令和2年12月8日(火) 9時00分開会 9時40分閉会
2. 場 所	選挙管理委員会室
3. 出席委員	丸山委員長、高埜委員、此島委員、関口委員
4. 出席書記	橋爪局長、大竹係長、伊丹書記
5. 記録書記	伊丹書記
6. 議 案	
第54号	在外選挙人名簿の登録・抹消について (資料No.1の通り、登録・抹消の承認を行った)
7. 報告事項	
	羽村市選挙管理委員会委員の就任について (資料No.2について説明を行った)
	墨田区選挙管理委員会委員長及び同職務代理の就退任について (資料No.3について説明を行った)
8. その他	
	<局長会の報告について>
事務局	次年度は、全選連の理事区になるので関連する会議、10月に岡山県倉敷市で開催される理事会研修会も参加することになる。
委員	岡山は、新幹線で3時間程度で着くので新幹線の方がよい。
事務局	都議会議員選挙は、オリバラなどによる影響が少ない6月に執行してほしい意見があったが、今回は要望書を提出しない。
事務局	小金井市の確認団体の選挙運動期間中のビラのQRコードについては、QRコードのURLに候補者名等がなければ公選法の規制対象とならない。
事務局	郵便法の改正で、土曜日の配達なくなる。選挙のお知らせは郵便局との事前調整を今後も実施する。不在者投票等の請求については土曜配達されないので周知が必要。
事務局	総務省が、立候補時の押印義務の廃止のパブリックコメントを実施。12月28日に公布予定。
事務局	国民投票法改正は、次期国会で成立する見込み。
事務局	郵便投票法改正により、要介護5を要介護3にする法案は動きがない状況。
事務局	品川区の「羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例を求める直接請求」の経過報告があり、署名審査が行われている。
事務局	11月8日執行、荒川区の区長・区議補選の立候補届の告示では、住所を町名までとした。
委員	告示の住所は、荒川区だけでも良いのか。
事務局	総務省の通知では、地方の議会又は長の選挙では市区町村名又

	は町字までとされている。
委員長	区議選で、居住していないのに立候補して数千票とったが当選無効になった例があった。区内に住所がなくても届出はできるのか。
事務局	公選法を改正して、宣誓書の内容を厳しくしている。
	宣誓書に虚偽があれば公選法違反となる。